

当協会は、平成 30 年 4 月の信用保証協会法等の一部改正を踏まえ、正式に協会業務として追加された経営支援をより効果的に行なうため、利用中小企業の状況等の適切な把握に努め、早期から経営支援が図れるよう、関係機関と連携し、支援態勢強化等を図ります。

また、適切なリスク分担の下、金融機関との連携を強化し、ライフステージに応じた中小企業金融の円滑化並びに中小企業の経営の改善発達を促進し、地方創生に貢献するため、平成 30 年度から 32 年度までの 3 カ年の中期事業計画の業務運営方針について、以下に掲げる事項に取り組めます。

1. 基本方針

(1) 金融機関との適切なリスク分担による中小企業の発達支援

迅速な資金調達を必要とする中小企業の視点に立って、金融機関の支援方針等にも着眼し、中小企業の業況把握を通じた事業性に対する理解を深め、個々の中小企業の実態に応じて柔軟に金融機関とのリスク分担を行い、保証に取り組む。

(2) 関係機関と連携した経営支援の実施

平成30年4月の信用保証協会法等の一部改正により、経営支援が保証協会の業務に正式に盛り込まれることから、より、効果的な経営支援を行うため、利用中小企業の状況等の適切な把握に努め、早期の段階で経営改善が図れるよう、関係機関と連携の下、外部専門家等を活用した、中小企業の本業支援が進められるよう、態勢強化を図る。さらに中小企業に対する金融機関を紹介する窓口の設置も併せて行う。また、地方創生に貢献を果たすべく、自治体と連携し、創業前から創業後まで一貫したサポート態勢を構築し、創業支援を行う。

(3) 回収の合理化・効率化並びに求償権先の経営支援

求償権回収は第三者保証人の原則非徴求や、破産等の法的整理案件の増加等によって回収環境はさらに厳しくなることが予想される。このような中、回収見込の見極めを早期に行う等、効率的な回収管理業務を行うことが必要である。また、従前の回収の最大化のみならず、求償権先の経営支援の目線も取り入れた対応を進めていく。

(4) 制度改革に係るシステム対応及びコンプライアンス

信用保証協会の中小企業金融における公的保証機関としての公共的使命と社会的責任を認識し、引き続き、反社会的勢力の排除並びにコンプライアンス態勢の充実・強化、サイバーセキュリティ管理の強化等によるシステムの安定運用に取り組んでいく。さらに、経営支援業務等の多様化する業務に対応すべく、協会業務全般における事務の効率化及び質の高いサービス提供のため、人材育成に務めていく

2. 事業計画

(単位：百万円、%)

年 度	30年度			31年度		32年度	
	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比
保 証 承 諾	57,000	96.6	97.9	55,000	96.5	53,000	96.4
保 証 債 務 残 高	113,467	98.7	97.1	109,860	96.8	108,155	98.4
代 位 弁 済	2,000	76.9	82.6	1,900	95.0	1,800	94.7
実 際 回 収	1,000	76.9	83.3	950	95.0	900	94.7